

調達要求番号：6SZL1A10001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	6525-292-3607-5	仕 様 書 番 号	
全身用X線CT診断装置, CT診断車用保守点検		熊本病-T1000200	
		作 成	令和 5年 3月 3日
		変 更	
		作成部隊等名	自衛隊熊本病院衛生資材課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊熊本病院において使用する全身用X線CT診断装置、CT診断車用の保守点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 点検対象器材

点検対象器材は、表1による。

表1－対象器材

品 名	数 量	製造業者
全身用X線CT診断装置、CT診断車用	1	日立製作所

3 整備に関する要求

3.1 保守点検

点検は、次による。

3.1.1 点検内容

点検は、適切な作業管理のもと契約相手方の保守整備に関する点検表等に基づき、定期点検、故障修理及び緊急保守を実施するものとする。

3.1.2 定期点検

定期点検は、年2回（官側が指定した月）とし、点検項目に基づき実施するものとする。

3.1.3 故障修理

故障修理は故障発生の都度、故障診断、修理、調整及び性能試験等を実施するものとする。

3.1.4 緊急保守

緊急保守は、故障が発生した際に契約相手方は官側から連絡を受けたならば、速やかに技術者を派遣し整備及び復旧を実施するものとする。

3.2 部品交換

部品交換は、必要性が発生した都度交換するものとし、装着品と同等品を使用するものとする。

3.3 性能

性能は契約の相手方の保守点検項目等を満足するとともに動作に異常がないものとする。

3.4 保守点検項目

保守点検項目は表 2 による。

表 2－保守点検項目

ユニット	点検項目（内容）	点検方法	周 期
スキャナガントリ	スキャン駆動用ベルト傷、ベルト張力	確認	1 2 ヶ月
	スキャン駆動用ベルト清掃	清掃	6 ヶ月
	電磁ブレーキ 動作（スキャン駆動部）	確認	1 2 ヶ月
	電磁ブレーキ 軸受（スキャン駆動部）	清掃	6 ヶ月
	エンコーダ・位置検出フォトセンサごみ、ほこり	清掃	6 ヶ月
	エンコーダ信号検出部ネジ増し締め	確認締付	6 ヶ月
	位置検出フォトセンサ・エンコーダテープ歪み・接触確認	確認	6 ヶ月
	タッチスイッチ（リフトカバー及びコーンカバー）	確認	6 ヶ月
	パワーブラシ、スリップリング周囲の清掃	清掃	6 ヶ月
	パワーブラシ、シグナルブラシ摩耗チェック	確認	6 ヶ月
	パワーブラシティップ交換	交換	1800 万回 又は摩耗時
	シグナルブラシ交換	交換	
	コリメーター（ごみ、ほこり、ゆるみ、キズ）	確認・清掃・締付	6 ヶ月
	投光器	確認	6 ヶ月
	X線透過窓（ごみ、よごれ）	清掃・確認	6 ヶ月
	ケーブル処理（回転盤内およびスタンド部）	確認	6 ヶ月
	X線管支持部（ゆるみ）	確認・締付	6 ヶ月
	各ユニットおよび各ユニット部ターミナル（ごみ、ほこり、ゆるみ）	確認・清掃・締付	6 ヶ月
	ティルト範囲	確認	6 ヶ月
	EMERGENCY	確認	6 ヶ月
	スキャン時間	測定	6 ヶ月
	プリント基板	確認・清掃	1 2 ヶ月
	直流電源	確認	1 2 ヶ月
	検出器温度コントローラー表示	4 5℃±1	6 ヶ月
	インターホン	確認	6 ヶ月
	ガススプリング	確認	1 2 ヶ月
	DMSユニットファン	確認・清掃	6 ヶ月
	天井ファン	確認・清掃	6 ヶ月
	投光器	交換	3 6 ヶ月
寝台	天板縦移動ストローク	ストローク表示 確認	6 ヶ月
	上下動ストローク	ストローク表示 確認	6 ヶ月

表2-保守点検項目（続き）

ユニット	点検項目（内容）	点検方法	周期
寝台	P A T動作	確 認	6 ヶ月
	S E T送り動作	確 認	6 ヶ月
	動作時異常音	確 認	6 ヶ月
	プリント基板	確認・清掃	1 2 ヶ月
	直流電源電圧	確 認	1 2 ヶ月
	C A L用ファントム取付台	確 認	1 2 ヶ月
	C A L用ファントム	確 認	1 2 ヶ月
	天板の固定	確認・締付	1 2 ヶ月
	スクリュー部（ごみ，ほこり）	確認・清掃・ 注油	6 ヶ月
	レール部（ごみ，ほこり）	確認・清掃・ 注油	1 2 ヶ月
	天板支持ローラー部（ごみ，ほこり）	確認・清掃	1 2 ヶ月
	上下動駆動部ナット	摩耗確認	1 2 ヶ月
	上下動駆動部送りネジ	注油	1 2 ヶ月
	上下動駆動部ガススプリング	確認	1 2 ヶ月
	上下動駆動部送りネジ	注油	1 2 ヶ月
	補助バンドL	交換	1 2 ヶ月
	補助バンドR	交換	1 2 ヶ月
操作卓	直流電源電圧	確認	1 2 ヶ月
	スキャン，画像表示，卓上コンソールの動作	確認	6 ヶ月
	内部点検	清掃・確認	6 ヶ月
	エラー記録	記録・確認	6 ヶ月
	C E L L清掃	清掃・確認	2 4 ヶ月
	HDD	交換	2 4 ヶ月
	DVDドライブ	交換	3 6 ヶ月
	P C電源	交換	3 6 ヶ月
	S A T A信号ケーブル	交換	3 6 ヶ月
	マザーボード用電池	交換	6 0 ヶ月
直流電源 装置	内部全般	確認・清掃	6 ヶ月
	冷却ファン	確認	6 ヶ月
発生装置 X線制御装置 高電圧	X線制御・高電圧発生装置	清掃・確認	6 ヶ月
	油漏れ	確認	6 ヶ月
	高電圧ケーブルの接続作業	清掃・シリコ ンオイルの塗 直し	6 ヶ月
	冷却ファン	確認	6 ヶ月
	Autocal の実施、KV／mAの確認	調整・確認	6 ヶ月

表 2－保守点検項目（続き）

ユニット	点検項目（内容）	点検方法	周期
X線管装置	冷却器	清掃	6ヶ月
	冷却器・オイルホース	液漏れ確認	6ヶ月
	高電圧ケーブルの接続作業	清掃、シリコンの塗直し	6ヶ月
総合調整	検出器（DMS）の振動データのチェック	確認	6ヶ月
	検出器（DMS）の出力	確認	6ヶ月
	X線管、検出器センター調整	確認	6ヶ月
	焦点移動検出器のチェック	確認	6ヶ月
	ファントムキャリブレーション、CT値確認	確認	6ヶ月

3.5 各構成部品点検周期

6月周期とする。

3.6 外観

外観は、有害な欠陥がないものとする。

3.7 実施場所

実施場所は、官側が指定する施設又は契約相手方の指定する施設とする。

3.8 保守期間

保守期間は、契約日から1年間とする。

3.9 その他

- 点検中、異常箇所を発見した場合は速やかに契約担当官に報告し指示を受けるものとする。
- 作業中、その作業が起因と考えられる故障等が発生した場合は、契約相手方の責任とする。
- 契約相手方は、官側の要請により器材取扱等に関する技術的指導及び情報提供を実施するものとする。
- 契約相手方は、請負業務遂行に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出してはならない。個人情報の秘密保持義務を遵守し必要な措置を講じなければならないものとする。
- 契約相手方が、上記に違反することによって、官側が損害を受けた場合、契約相手方がその損害を補償しなければならないものとする。
- 修理交換部品（検出器は含み、X線管は含まず。）

4 品質保証

4.1 品質試験

品質試験は、動作に異常がないことを確認するものとする。

4.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表3による。

表3－提出書類

名 称	時 期	数 量	提出先
点検作業報告書 ^{a)}	点検・整備終了後	1 部	自衛隊熊本病院衛生資材課
注 ^{a)} 様式適宜とする。			

5.2 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書及び調達品目表に疑義を生じた場合、契約担当官等の指示を受けるものとする。